

## 平成 26 年度 住工共生のまちづくり事業及び予算措置について

### 以下の 3 つの補助金制度、広報経費について拡充

- ① 工場移転支援補助金 (15,000 千円)
  - ・対象地域をモノづくり推進地域の追加指定に併せて拡充
  - ・補助率を 1/2→2/3、補助限度額を 2,000 千円→5,000 千円に  
(ただし、平成 26～30 年度の 5 年度間の限定措置)
- ② 相隣環境対策支援補助金 (15,000 千円)
  - ・補助率を 1/2→2/3、補助限度額を 1,000 千円→3,000 千円に  
(ただし、平成 26～30 年度の 5 年度間の限定措置)
- ③ パンフレット作成印刷費用 (200 千円)
  - ・拡充するモノづくり推進地域指定図及び支援制度等を掲載したパンフレットを作成し、市内全域で回覧版等を活用し周知する。

### 以下の 2 つの補助金制度、委託料について新規に実施

- ① 事業用地継承支援対策補助金 (5,000 千円)
  - ・モノづくり推進地域において、新たな住宅開発を抑制するため、既存の製造業用地を、製造業の事業用地として売却した場合、元の所有者に優遇措置を行う。
  - ・対象要件、補助金額: 250 m<sup>2</sup>以上の敷地面積が対象で、売買契約金額の 3%以内で補助限度額は 5,000 千円。
- ② モノづくり重点地区プレート作成委託料 (2,000 千円)
  - ・重点地区であることを地域内外に示し、理解を得るためのモニュメント的なプレートを作成し設置する。

### その他継続事業

- ① 住工共生コミュニティ活動支援補助金 (300 千円)
  - ・モノづくり企業への理解を深めてもらうためにモノづくり企業等が主体となり近隣地域住民等を対象に実施するイベント等に対して補助金を交付する。対象経費の 1/2、上限額 10 万円。
- ② 住工共生まちづくり審議会関連経費 (220 千円)
  - ・条例第 19 条に規定された住工共生まちづくり審議会の開催。

### 平成 26 年度 モノづくり立地促進事業について

- ・これまで、市内の工業地域で新たに延床面積 500 m<sup>2</sup>以上を活用し (工業専用地域では延床面積 1,000 m<sup>2</sup>以上を活用)、製造業を営む場合や、新たに工場を建設する場合等に、土地・家屋にかかる都市計画税および固定資産税の一定割合を 3 年間補助する制度を実施しているが、製造業の集積を維持していく観点から、対象地域を従前の「工業専用地域及び工業地域」から「工業専用地域からモノづくり推進地域」とする。
- ・この制度拡充を広く周知するため、平成 26 年度当初予算にはパンフレットの印刷製本費 75,000 円を計上している。